

目次

<第一編 総則>

第1章 計画の目的と構成	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第2章 本市の特質と災害要因	2
第1節 自然的条件	2
第2節 社会的条件	2
第3節 過去の災害	2
第1 水害	2
第4節 災害の想定	4
第1 気象災害	4
第2 特殊災害	7
第3 原子力災害	7
第4 その他の災害	8
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第1節 処理すべき事務又は業務の大綱	9
第1 市	9
第2 愛知県	10
第3 愛知県知多警察署	11
第4 指定地方行政機関	11
第5 自衛隊	12
第6 指定公共機関	13
第7 指定地方公共機関	14
第8 一部事務組合等	14
第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	14
第4章 組織	16
第1章 防災協働社会の形成推進	17
第1節 防災協働社会の形成推進	17
第2節 自主防災組織・ボランティア等との連携	17
第3節 企業防災の促進	17

第2章 水害予防対策	18
第1節 治山、砂防対策	18
第2節 河川防災対策	19
第3節 海岸保全	20
第4節 農地保全	21
第5節 浸水想定区域における対策	22
第6節 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	24
第3章 事故・火災等予防対策	25
第1節 海上災害対策計画	25
第2節 危険物等対策計画	26
第4章 交通施設、公共施設等対策	27
第1節 交通施設対策計画	27
第1 道路	27
第2 港湾	27
第3 鉄道	27
第4 その他の交通施設対策	27
第2節 教育施設、保育園等社会福祉施設及び文化財等	28
第5章 都市の防災性の向上、防災施設等の整備	29
第1節 都市防災計画	29
第2節 防災施設、設備等の整備	29
第1 消防施設	29
第2 水防施設	29
第3 通信施設	29
第4 気象観測施設	29
第5 避難及び救出施設、設備	30
第6 都市排水設備	30
第7 その他の施設、設備等	31
第6章 土砂災害等予防対策	32
第1節 地盤災害予防計画	32
第1 土砂災害の防止	32
第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	34
第1 市における措置	34

第2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	34
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	35
第1節 避難に関する計画	35
第1 緊急避難場所及び避難所	35
第2 土砂災害情報の浸透	35
第3 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	36
第4 住民等の避難誘導等	37
第5 広域避難	37
第2節 要配慮者の支援対策に関する計画	38
第1 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	38
第8章 救援・救助活動を円滑に行うための施策	39
第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	39
第10章 風水害・原子力災害等の調査研究に関する計画	40
第1節 担当部署等	40
第2節 対策	40
第1 調査研究体制の整備	40
第2 防災に関する資料の収集及び分析	40
第3 調査研究の対象となる事項	40
第1章 活動体制（組織の動員配備）	43
第1節 非常配備	43
第1 非常配備	43
第2 非常配備の編成	43
第2節 非常参集	43
第3節 役割分担	43
第4節 災害対策本部	43
第5節 部別事務分掌	43
第6節 派遣職員	43
第7節 現地災害対策本部の設置	43
第8節 情報等収集・伝達活動	44
第9節 通信手段の確保	44
第10節 防災関係機関の連携	44

第2章 情報の収集・伝達及び活動体制の確立	45
第1節 役割分担	45
第2節 気象予警報等の情報伝達系統	46
第3節 予警報の種類と発表基準	47
第1 警報	47
第2 注意報	48
第4節 情報伝達活動	50
第5節 被災者への情報伝達活動計画	51
第1 避難情報	51
第2 知事等への助言の要求	52
第3 避難指示の時期	52
第3章 自発的支援の受入れ	53
第4章 消火、救助・救急及び医療計画	54
第1節 陸上における火災	54
第2節 海上における火災	54
第5章 社会秩序の維持計画	54
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	55
第1節 医療活動	55
第2節 災害発生時救急医療の全体システム	55
第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策	56
第8章 水害防除対策	57
第1節 水防活動及び湛水排除	57
第1 役割分担	57
第2 水防活動	57
第3 湛水排除	58
第2節 防災営農	60
第1 役割分担	60
第2 農地及び農業用施設	60
第3 農作物	61
第4 家畜	61
第9章 避難受入活動	62

第1 避難誘導の実施	62
第2 避難場所及び避難所の開設	62
第10章 急傾斜地崩壊危険区域等の対策	63
第1節 基本方針	63
第2節 役割分担	63
第3節 危険区域等の定義	63
第4節 危険区域等における情報の収集、伝達	63
第1 災害に関する予警報	63
第2 被害に関する情報	64
第5節 危険区域等における避難、救出等	64
第1 避難	64
第2 救出	64
第3 警戒体制その他	64
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	64
第12章 遺体対応、防疫、清掃、保健衛生に関する活動	64
第13章 ライフライン施設の応急対策	65
第14章 海上災害対策	66
第1節 基本方針	66
第2節 役割分担	66
第3節 実施内容	66
第15章 原子力災害対策	69
第1節 基本方針	69
第2節 役割分担	69
第3節 実施内容	69
第1 原子力災害発生時の応急対策	69
第2 特定事象発生時の応急対策	70
第3 緊急事態応急対策	70
第4 県外の原子力発電所等における異常時対策	71
第16章 その他の災害応急対策	72
第1節 役割分担	72
第2節 突発重大事故の初動対策	72

第1 現地災害対策本部の設置	72
第2 現地災害対策本部の活動体制等	72
第17章 住宅対策	73
第1節 被災宅地の危険度判定	73
第2節 被災住宅等の調査	73
第18章 障害物の除去	74
第1節 住宅に係る障害物の除去	74
第2節 道路に係る障害物の除去	74
第19章 学校等における対策	74
<第四編 災害復旧・復興計画>	75

第1章 計画の目的と構成

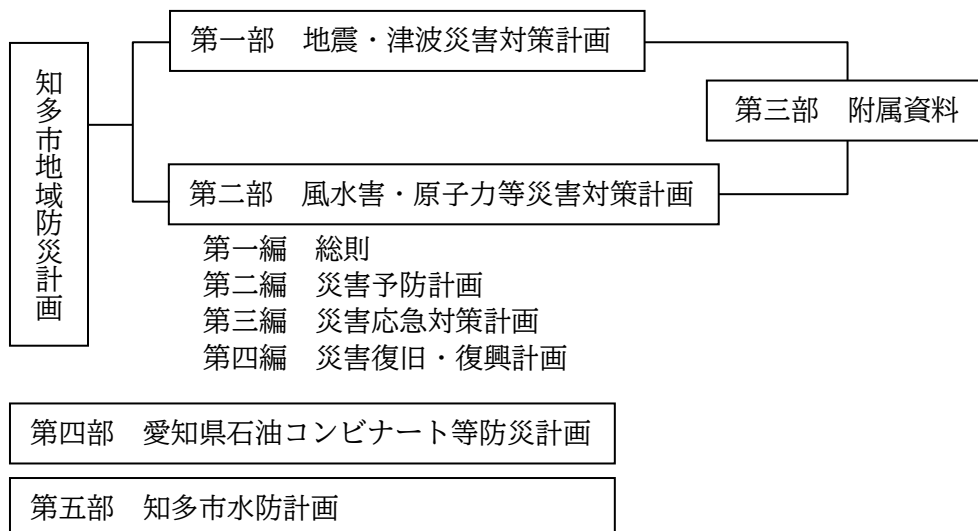
第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害・原子力災害に対処するため、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「ことに臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱でこの計画を構成する。

なお、この計画の国土強靱化に関する部分は、知多市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である「人命の保護を最大限図ることができる。」「地域及び社会の重要な機能を維持する。」「市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。」「迅速な復旧復興を可能とする。」、以上の事項を踏まえるものとする。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「知多市水防計画」、及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。



第2章 本市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

「第一部 第一編 第2章 第1節 自然的条件」を参照。

また、本市を含む知多半島地域は、熊野灘、遠州灘を流れる黒潮の影響を受け、四季を通じて温かな気候である。月別平均気温及び月別降水量を附属資料「1-4 本市の気象」に示す。

本市の特徴としては、風向きは、夏は南風、冬は北西風が多く、降水量は、年によりかなり違いがみられるが、相対的に少ない地域である。

第2節 社会的条件

「第一部 第一編 第2章 第2節 社会的条件」を参照。

第3節 過去の災害

「第一部 第一編 第2章 第3節 過去の災害と被害予測等」を参照。

第1 水害

表1に本市の主要な過去の風水害等を示した。

本市では、過去に繰り返し高潮災害を受けている。また、各河川とも下流部ほど排水不良のため、浸水履歴が多い。近年は、中小河川の排水不良による内水氾濫が主なものとなっている。

また、干拓地及び埋立地における地盤沈下により高潮災害の可能性も考えられるが、現在は、海岸沿いに埋立地ができ、更に、高潮防潮堤防等も設置されたため、比較的危険度は少なくなったと考えられる。

表1 本市における主要な過去の風水害等

発生年（元号）月日	主要災害	発生年（元号）月日	主要災害
1734年(享保19)6月15日	大雨	1978年(昭和53)4月～10月	渇水
1836年(天保7)8月13日	大風	1979年(昭和54)4月～12月	渇水
1853年(嘉永6)2月	大かんばん	1979年(昭和54)10月18日～19日	台風20号
1860年(万延1)5月11日	大風	1980年(昭和55)7月11日～16日	長雨
1892年(明治25)3月26日	強風	1981年(昭和56)8月22日～23日	台風15号
1896年(明治29)9月4日～11日	大雨	1982年(昭和57)6月～7月	渇水
1912年(明治45)4月19日	ひょう	1982年(昭和57)8月1日～3日	台風10号
1912年(明治45)9月22日～23日	大正台風	1982年(昭和57)9月11日～12日	台風18号
1915年(大正4)1月12日	強風	1983年(昭和58)9月28日	台風10号
1932年(昭和7)7月1日～2日	大雨・洪水	1984年(昭和59)～1985年(昭和60)	渇水
1938年(昭和13)7月3日～5日	大雨・洪水	1985年(昭和60)5月25日	大雨
1938年(昭和13)9月5日	風水害	1985年(昭和60)7月1日	台風6号
1950年(昭和25)9月3日	ジェーン台風	1986年(昭和61)1月～12月	渇水
1952年(昭和27)6月23日	ダイナ台風	1987年(昭和62)9月25日	大雨
1953年(昭和28)8月14日～15日	大雨	1988年(昭和63)6月9日	大雨
1953年(昭和28)9月25日	台風13号	1988年(昭和63)8月24日	大雨
1958年(昭和33)12月26日	強風雨	1988年(昭和63)9月24日～25日	大雨
1959年(昭和34)9月14日	雷害	1989年(平成1)6月28日	大雨
1959年(昭和34)9月26日	伊勢湾台風	1990年(平成2)9月13日～20日	秋雨前線及び台風19号
1961年(昭和36)6月24日～27日	大雨	1991年(平成3)8月29日～31日	台風14号
1966年(昭和41)6月28日	台風4号	1991年(平成3)9月18日～19日	台風18号
1971年(昭和46)8月30日～31日	台風23号	1994年(平成6)6月1日～10月7日	渇水
1972年(昭和47)7月10日～15日	台風6号	1994年(平成6)9月17日	台風14号
1972年(昭和47)9月16日～17日	台風20号	1994年(平成6)9月29日～30日	台風18号
1974年(昭和49)6月5日	大雨	1998年(平成10)9月21日～22日	台風7.8号
1974年(昭和49)7月24日～25日	大雨	2000年(平成12)9月11日～12日	大雨
1975年(昭和50)8月23日～24日	台風6号	2009年(平成21)10月7日～8日	台風18号
1976年(昭和51)9月8日～14日	台風17号		

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。また、本市において大きな影響を与える災害の特徴について示す。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガス、有毒性ガスの拡散
- (7) 海上事故による災害
- (8) 原子力災害
- (9) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

第1 気象災害

1 風害

風が強くなると、その風圧によって建物や施設を破壊し、樹木を倒伏させる災害や、海水塩分を内陸に運んで塩風害を起こしたりする災害が現れる。また、風の吹き寄せによって海岸に高潮を起こすこともある。

風の破壊力は、一般に建造物の形状によって違ってくるが、風圧は風速の2乗に比例して増大するので、風速が2倍になれば破壊力は4倍になる。伊勢湾台風などについて最大風速と電柱倒壊率との関係を調べた結果によると、この比例関係が明らかに認められる。風速が20m/sをこえると建物に多少の損害が、25m/s以上になると建物にかなりの被害が現れる。更に30m/sをこえるような風は、広範囲に家屋の全半壊を生ずる大損害を与える。

風害は台風によるものが圧倒的に多いが、このほか発達した低気圧や前線に伴う強風、局地的に発生する旋風によっても起こる。

本市に大きな被害を与えた台風のうち、特に伊勢湾台風は、記録的な暴風と高潮を伴い、日本の台風史上最大の被害を生んだ。このような超大型台風が過去にどのくらい県を襲ったことがあるかという点については、人口密度の変動にも関係しているため、被害程度だけでは判定しにくい。過去の災害から、明治29年(1896)、大正元年(1912)等が最大級のものと推定される。

本市近辺に上陸する台風は、9月が最も多く、また勢力の強いものが多い。

ここで、台風の通路経路による当地方への影響の違いについて示すと、それは台風が市域の西側を北上する場合と東側を北上する場合とで、災害の様相が全く異なるということである。

台風域内の風の分布は、中心の東側では南寄り、西側では北寄り、北側では東～北東の風が、また南側では西～南西の風が吹き、風速は中心に近いほど急激に増している。また、台風は一般に北上するから、台風を運ぶ一般流を考えると進行方向の右半円では両者が加わって風は強まり、左半円では相殺されて風速は減ずる。したがって、台風が西側を通るときは右半円に入るため、風は東→南東→南→南西→西と変わり、南東～南の風は非常に強くなる。一方、東側を通るときは、左半円に入って、風は東→北東→北→北西→西と変わり、北西～西の風は強くなる。しかし、この北寄りの風は、一般流との相殺によって弱められているうえ、陸上を渡ってくるために地形、地物の摩擦で更に弱まり、台風が西方を通過する場合の南寄りの風に比べて風速はかなり小さい。

2 水害

南方海上に台風が現れると、暖湿気流が南方から多量に送られてくるため、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。更に台風が接近すると、前線は北方に押し上げられ前線の南側では台風の風系に入るため、台風自体のもつ収れん気流による雨がときどき強く降るようになる。

台風の通過位置による影響の違いは、風害と同じように、東側を通過する場合よりも西側を通過する場合のほうが雨量は多くなるといえるが、風害ほど顕著ではない。

水害は、台風によるもののほか梅雨前線によるものも多い。

梅雨前線による大雨は、梅雨明け直前によることが多いことから梅雨末期の豪雨と呼ばれることがある。河川の水があふれ、堤防の決壊を招きやすく、また、雨天が続いた上での豪雨の場合は、がけ崩れが起きやすい。

県での記録的な大雨は、台風を除くとほとんど梅雨前線によって降っている。梅雨前線の雨は、台風に伴う雨と違って長時間にわたって降り続き、特に湿潤暖気が収れんする小範囲の地域に驚異的な豪雨を降らせることがある。

このほか夏期において、北太平洋高気圧がやや後退し、寒冷前線が南下してくるような場合に、局地的に豪雨を降らせることがある。

3 高潮害

沿岸部では、台風が西方を通過するときに高潮が起こる。高潮は、台風の中心近くの気圧低下で海面がふくれ上がることによる水位の高まりに、強風で海水が岸に吹き寄せられて起こる水位の上昇が加わった現象である。気圧低下による水位の高まりは1 hpaの低下に対して1 cmの上昇となり、強風による水位の上昇は風速の2乗に比例するといわれ、伊勢湾では南南東の風の場合に最も多くなる。

台風が接近すると、強風によって海面には風浪が発達する。風浪は、岸に近づいて浅くなると波頭が砕けて磯波になるが、堤防や岸壁に衝突すると打ち上がり、強風により堤防や岸壁をこえて内側へ大量に流れ込む。伊勢湾台風の際、最高水位よりも高かった海岸堤防が各所で破堤したのは、波浪と打ち上げ波によって大量に海水が越堤したためと見られている。高潮は、湾口が広くしかも深く、湾奥ほど狭まって浅くなっているような湾に発達する。

いったん堤防が破られると、なだれ込んだ海水による破壊力は強く、瞬間に家屋を押し流してしまう。しかし堤防背後の地形や地質の影響は意外に大きく、地盤が低く水田や畑が開けている平たん地では高潮の破壊力は遠方まで及び、反対に地盤が高くなっていたり、建物や起伏が多い地帯では海岸の近傍で破壊力が急に減衰し、それより遠くでは浸水による被害だけにとどまる。この事実は、伊勢湾台風の際に明らかに認められている。

表1 台風の大きさと強さの分類

(1) 大きさ

階 級	風速 15m/s以上の半径
表現なし	500km未満
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

(2) 強さ

階 級	中心付近の最大風速
表現なし	17m/s(34Kt)以上～33m/s(64Kt)未満
強い	33m/s(64Kt)以上～44m/s(85Kt)未満
非常に強い	44m/s(85Kt)以上～54m/s(105Kt)未満
猛烈な	54m/s(105Kt)以上

Kt：ノット

4 山崩れ、がけ崩れ

台風や地震等による大規模な山腹崩壊から、局部的ながけ崩れまでである。これらは、主に雨水が原因であり、地下水位の上昇による過剰間隙水圧の発生及び斜面上の土砂層の飽和度の上昇に伴う強度低下により発生するものである。

特に急傾斜地崩壊危険箇所等では、その危険性が高い。

第2 特殊災害

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の危険物（以下「危険物」という。）が大量に貯蔵され、取り扱われている区域や施設については、火災が発生した場合には大規模な油火災、ガス火災等、特殊な火災となり、また、これらの区域や施設が高潮等による被害を受けた場合には、貯蔵施設からの危険物の流出、火災の発生等が予想される。

海上においては、海上輸送量の増大に伴うタンカーの大型化、船舶の輻輳^{ふくそう}から、船舶の衝突、座礁等による大規模なタンカー火災、危険物の海上流出及び海上大火災が予想される。

このような状況から、「愛知県石油コンビナート等防災計画」で想定されているように、次のような災害が想定される。

- 1 危険物の火災
- 2 危険物の爆発
- 3 危険物の流出入
- 4 可燃性ガスの拡散
- 5 有毒性ガスの拡散

第3 原子力災害

愛知県内には原子力発電所又は原子炉施設は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域及び緊急時防護措置を準備する区域に含まれていない。また、本市は、最も影響が考えられる福井県美浜原子力発電所から直線距離で約110km、静岡県浜岡原子力発電所からは約120kmという立地条件にある。しかし、原子炉運転事故による放射性物質の拡散状況は、風向・風速、地形等に左右され予測が難しいことから、原子力緊急事態に備えて市民の心理的動揺を抑え、風評被害を始めとする社会的混乱や地域産業に係るダメージを抑えるなど、想定される全ての事態に備える必要がある。

また、コンビナート臨海部の放射性物質保有事業所での事故や、放射性物質等の輸送段階での事故により、一定の範囲内において放射性物質等が異常な水準で放出されることが想定されるため、このような事態への適切な対応を準備しておく。

第4 その他の災害

1 火災

過去においては特に記録に残るような大火災は発生していないが、産業災害が発生した場合は、大火災が起こることが予想される。

2 交通災害

列車、自動車の衝突・転覆、船舶の衝突・沈没、航空機の不時着・墜落等による大規模な交通災害は、交通量の激増、交通施設の大型化、スピード化に伴い、いったん発生するとその被害は甚大となる。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「第一部 第一編 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照。

第1節 処理すべき事務又は業務の大綱

本市の防災活動に関連する機関及び団体の業務の大綱を次に定める。

第1市

- 1 知多市防災会議、知多市災害対策本部に関する業務を行う。
- 2 災害予警報等の情報の収集伝達を行う。
- 3 避難地、避難路、消防用施設その他緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 4 災害広報を行う。
- 5 避難の指示を行う。
- 6 被災者への援助、給水、救助物資の供給及び調達並びに斡旋^{まごしら}を行う。
- 7 被災者の心身の健康管理や相談等を行う。
- 8 災害発生時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 9 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 11 市有施設、公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 12 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。
- 13 消防、浸水対策、救助及びその他防災に関する施設、設備の整備を行うとともに応急対策用資機材、応急復旧用資機材の備蓄を行う。
- 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。
- 15 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 16 地階等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- 17 交通規制、警戒区域の設定及びその他社会秩序の維持を行う。
- 18 自主防災組織の育成・指導、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- 19 防災上必要な教育、訓練及び防災思想の普及を行う。
- 20 被災建築物・宅地の危険度判定を行う。
- 21 被害の調査及び罹災証明書の交付を行うとともに、関係機関への伝達を行う。
- 22 防災に関する調査研究を行う。
- 23 災害対策に関する相互応援協定の締結及び応援協力をを行う。
- 24 防災活動推進のための公共用地の有効活用を行う。
- 25 災害廃棄物の処理を行う。
- 26 住民に分かりやすい水害リスクに関する情報の提供を行う。

27 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置を行う。

第2 愛知県

- 1 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- 2 災害広報を行う。
- 3 避難地、避難路その他緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 4 避難の指示を代行することができる。
- 5 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- 6 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- 7 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 8 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 10 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。
- 11 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 12 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- 13 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- 14 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくは斡旋^{まわす}を行う。
- 15 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 16 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導、助言を行う。
- 17 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 18 有毒ガスの発生、危険物等の漏洩（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- 19 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- 20 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 21 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬式衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害情報の収集を行う。
- 22 市の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定活動に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- 23 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給に関する事務を行う。
- 24 実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- 25 情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。
- 26 人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

第3 愛知県知多警察署

- 1 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- 2 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。
- 3 津波に関する予警報の伝達に対して協力する。
- 4 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- 5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- 6 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 7 人命救助を行う。
- 8 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- 9 災害時における交通秩序の保持を行う。
- 10 警察広報を行う。
- 11 災害時における犯罪の取締りを行う。
- 12 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- 13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- 14 「災害対策基本法施行令」(昭和37年政令第288号)第33条の規定による緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

第4 指定地方行政機関

- 1 名古屋地方気象台
 - (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力を行う。
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- 2 中部地方整備局
 - (1) 災害予防
 - ア 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - イ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - ウ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(2) 初動対応

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(3) 応急復旧

- ア 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。
- イ 災害発生時における緊急輸送道路（道路啓開ルート）の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- ウ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- エ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

3 第四管区海上保安本部

- (1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
- (2) 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- (3) 海上における船舶交通の安全確保のため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- (5) 海上における治安を維持する。

第5 自衛隊

1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (2) 災害派遣計画を作成する。
- (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

2 災害発生後の対処

- (1) 即時救援活動：人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- (2) 応急救援活動：方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

- (3) 方面隊等による本格対処：方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動等を実施する。

第6 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 災害発生後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害発生時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等予警報を市へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

2 東邦ガス株式会社

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 災害発生後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

3 中部電力株式会社※、株式会社 J E R A

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

※ 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む(以降同じ)。

4 日本郵便株式会社

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 独立行政法人都市再生機構

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

第7 指定地方公共機関

1 名古屋港管理組合

港湾施設等（水門、こう門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに災害予防・応急復旧のための措置を行う。

2 鉄道事業会社（名古屋鉄道株式会社、名古屋臨海鉄道株式会社）

- (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 旅客の避難、救護を実施する。
- (3) 列車の運転規制を行う。
- (4) 災害発生後の早期復旧のため、その準備体制をとる。
- (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送又は連絡社線による振替輸送等を行う。
- (6) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (7) 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗組員の手配等を円滑に行う。

3 一般社団法人愛知県LPガス協会

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

第8 一部事務組合等

1 西知多医療厚生組合

- (1) 公立西知多総合病院において、救急医療活動を行う。
- (2) その他西知多医療厚生組合所掌の事務に関する災害予防及び応急対策を行う。

2 知多市土地改良区

土地改良区が管理する土地改良施設の整備、点検及び災害復旧対策を行う。

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 自主防災組織

- (1) 異常現象及び災害危険箇所を発見した場合の災害対策本部への通報に対する協力をを行う。

- (2) 気象予警報、その他災害情報の収集、伝達に対する協力をを行う。
 - (3) 出火の防止及び初期消火活動を行う。
 - (4) 避難住民の誘導、受入れ等住民の避難に対する協力をを行う。
 - (5) 炊き出し、給水及びその他救援物資に対する協力をを行う。
 - (6) 医療救護活動に対する協力をを行う。
 - (7) 被害調査に対する協力をを行う。
 - (8) 応急復旧活動に対する協力をを行う。
 - (9) 救出救護活動への協力をを行う。
 - (10) 避難所の運営に関する協力をを行う。
 - (11) その他災害応急対策に対する協力をを行う。
- 2 知多郡医師会知多市医師団
- (1) 医療活動及び助産活動に協力する。
 - (2) 愛知県医師会及び各医療機関との連絡調整を行う。
- 3 知多市歯科医師会
- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
 - (2) 身元確認活動に協力する。
 - (3) 愛知県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整を行う。
- 4 知多市薬剤師会
- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- 5 知多市社会福祉協議会及び社会福祉団体
- (1) 炊き出し、給水及びその他救援物資の配布等に対する協力をを行う。
 - (2) 災害ボランティアへの応援要請及び受入れに関する協力をを行う。
- 6 知多市赤十字奉仕団
- (1) 炊き出し、給水及びその他救援物資の配布等に対する協力をを行う。
 - (2) 救護活動に対する協力をを行う。
 - (3) 会員間の連絡調整を行う。
- 7 農業協同組合、商工会等産業経済団体
- (1) 生活必需品、生活機器等の調達、配分に対する協力をを行う。
 - (2) 産業に関する被害調査、災害復旧及び営業再開に関する協力をを行う。
 - (3) 農産物に対する災害応急対策の指導を行う。
 - (4) 被災農家に対する融資及び斡旋あつかいを行う。
 - (5) 加盟事業者間の連絡調整を行う。
- 8 知多市建設業協力会
- (1) 浸水災害対策活動に対する協力をを行う。

- (2) 公共土木施設、公園、農地、農業用施設及び上下水道施設等の応急対策に対する協力をを行う。
 - (3) 倒壊住宅等の撤去活動への協力をを行う。
 - (4) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理等への協力をを行う。
 - (5) 加盟各事業者間の連絡調整を行う。
- 9 指定給水装置工事事業者及び知多市排水設備指定工事人
上下水道施設の応急対策に対する協力をを行う。
- 10 知多市危険物安全協会、知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会
災害の予防と拡大防止に対する協力をを行う。
- 11 アマチュア無線クラブ
- (1) 気象予警報その他災害情報の収集、伝達に対する協力をを行う。
 - (2) 避難場所等と災害対策本部との間の情報連絡に対する協力をを行う。
 - (3) 被害調査に対する協力をを行う。

第4章 組織

「第一部 第一編 第3章 第3節 組織」を参照。

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

「第一部 第二編 第1章 第2節 防災協働社会の形成推進」を参照。

第2節 自主防災組織・ボランティア等との連携

「第一部 第二編 第1章 第4節 自主防災組織の育成及びボランティアへの支援計画」を参照。

第3節 企業防災の促進

「第一部 第二編 第1章 第5節 企業防災の促進」を参照。

なお、事業者は、豪雨や台風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 水害予防対策

第1節 治山、砂防対策

1 担当部署等

都市整備部、環境経済部

2 対策

集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人家、人命を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等諸施策の実施を図るとともに、丘陵地の開発に伴う砂防対策事業を推進する。

(1) 砂防事業

丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する管理の強化及び各種の砂防事業を、地域の実状に合わせて強力で推進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

中部地方整備局、県及び市は、集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

なお、現在指定を受けている急傾斜地崩壊危険区域は、附属資料「1-6 がけ崩れ等土砂災害の恐れのある危険箇所」に示した。

(3) 地すべり対策事業

面積5ha以上の地区で、多量の崩土が河川に流入し下流に被害を及ぼす恐れがある箇所、鉄道、道路、10戸以上の人家、公共施設等に被害が予想される箇所について、地すべりの原因である地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

(4) 関連調整事業

ア 砂防、治水、農地保全等の各種事業で実施されている各々の防止事業については、相互の調整を行い適正化を図るように考慮する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない急傾斜地崩壊危険箇所については、警戒、避難等の防災体制の整備に重点をおくように考慮する。

ウ 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それに基づいて防止事業を実施するように考慮する。

第2節 河川防災対策

1 担当部署等

都市整備部

2 対策

洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系で一貫した河川改修を推進する。

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持・補修、護岸及び堆積土砂除去等を進める。

(2) 河川改良

狭い部分の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ及び護岸等を施工し、河道の整備を図る。内水排除河川としての整備も併せて実施する。

(3) 関連調査事項

ア 水源から河口に至る水系全流域について危険箇所の実態を一貫して把握する。

イ ため池等利水施設の設置及び運営は、治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で適切に行うよう考慮する。

ウ 砂防事業との調整をするよう考慮する。

エ 総合排水の見地から下水道事業、農地排水等の排水改良事業との調整を行うよう考慮する。

オ 堤防及び付属施設の管理についても考慮する。

(4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

第3節 海岸保全

1 担当部署等

都市整備部

2 対策

伊勢湾に面する海岸は、昭和28年の台風13号及び昭和34年の伊勢湾台風を契機として、高潮に耐える堤防が整備されているほか、臨海部の埋立により高潮、波浪等による被害は、大幅に軽減されている。

今後は、施設の機能低下に留意し、必要があれば、整備を県等に要望していく。

(1) 高潮対策事業

高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強、改修等を実施する。また、臨海部の開発により台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚だしくなっているため、消波工の設置による越波防止を行う。

(2) 浸食対策事業

浸食による被害が発生する恐れのある海岸に、浸食防止対策を行う。

(3) 関連調整事項

ア 臨海部では埋立造成が行われているので、これを配慮した海岸保全事業を実施するよう考慮する。

イ 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と、調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。

第4節 農地保全

1 担当部署等

環境経済部

2 対策

農用地及び農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

(1) 湛水^{たんすい}防除事業

既存の排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水^{たんすい}被害を生ずる恐れのある地域でこれを防止するため、排水機、水門、排水路、排水管理施設等の改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

(2) 老朽ため池整備事業

老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修等の取組を進める。

(3) 用排水施設整備事業

自然的条件や社会的状況の変化への対応、塩害の防止及び地盤沈下に起因する機能の低下を回復するため排水機、水門、水路等の新設又は改修、洪水調整用調整池の改修を行う。

(4) 急傾斜地帯農地保全事業

最近の集中豪雨等による山間地域の農地災害を考慮して、急傾斜地帯（土地の傾斜度が15度以上の地域）における農地の浸食崩壊を防止するため、排水施設、農道等の新設、改修等の事業を推進する。

(5) 関連調整事業

ア ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

イ 耕地の変質（湿田化）、取水排水施設の機能の麻痺^{まひ}等についても重要視するよう考慮する。

第5節 浸水想定区域における対策

1 雨水出水浸水想定区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合、又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

2 地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に、次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、ウの施設については所有者または管理者から申出があつた場合に限る。）

ア 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保、及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設であつて、国土交通省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途及び規模に該当するもので、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(5) (4)を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

3 ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 市長の指示等

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第6節 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第3章 事故・火災等予防対策

第1節 海上災害対策計画

船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害の発生といった海上災害の災害予防対策を実施するものとする。

1 担当部署

消防本部

2 対策

(1) 第四管区海上保安本部の対策

ア 船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等法令の遵守について指導監督する。

イ 海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 気象・津波・高潮・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異常等船舶航行に周知する。

エ 関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油防除資機材並びに化学消化薬剤及び作業舟艇等を把握するとともに、緊急時における協力体制の確立を図る。

オ 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

(2) 県の対策

ア オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材並びに化学消化薬剤及び作業舟艇等の整備・備蓄に努める。

イ 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

(3) 市の対策

ア オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油防除資機材並びに化学消化薬剤及び作業舟艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

イ 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 危険物等対策計画

「第一部 第二編 第6章 第2節 危険物質・有毒物等対策計画」を参照。

なお、危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第4章 交通施設、公共施設等対策

第1節 交通施設対策計画

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進する。

第1 道路

- 1 担当部署等
都市整備部

- 2 対策

斜面崩壊等の災害を防止するため、道路沿いの危険箇所、特に要注意箇所や保全対象の重要度が高い箇所を優先し、各種防災工事を実施する。

また、盛土、高架箇所、橋りょう等、交通施設の整備に努める。

国及び県の管理する路線に関しては、国及び県に対策を要望する。

第2 港湾

- 1 担当部署等
企画部

- 2 対策

港湾については名古屋港管理組合の管理下にあるが、その他のけい留可能な海岸について、できる限り整備を図るよう関係機関に要望する。

第3 鉄道

- 1 担当部署等
総務部、企画部、都市整備部

- 2 対策

大雨による浸水、盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等の事業を要請する。

また、列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等、安全施設整備事業の推進を要請する。

第4 その他の交通施設対策

「第一部 第二編 第2章 第2節 第1 道路施設」を参照。

第2節 教育施設、保育園等社会福祉施設及び文化財等

「第一部 第二編 第2章 第2節 第9 教育施設、保育園等社会福祉施設及び文化財等」を参照。

また、その他の公共施設等対策は、「第一部 第二編 第2章 第2節 公共施設安全確保整備計画」を参照。

第5章 都市の防災性の向上、防災施設等の整備

第1節 都市防災計画

「第一部 第二編 第3章 第2節 都市防災化計画」を参照。

第2節 防災施設、設備等の整備

第1 消防施設

1 担当部署等

消防本部

2 対策

消防の任務は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することとされている。

この任務を円滑に遂行するため、消防の施設、設備等について整備に努めるものとする。

第2 水防施設

1 担当部署等

都市整備部、環境経済部

2 対策

本市は、県下の水防管理団体のうちで、水防上公共の安全に重大な関係があるとして県知事が指定した水防管理団体であり、市内の水防を十分に果たす責任を有する。

このため、「知多市水防計画」として別に対策等について定めているところであるが、水防の施設、設備等については、更に整備に努めるものとする。

なお、市内の重要な水門、こう門等の所在地等の詳細については、知多市水防計画別表第3を参照。

第3 通信施設

「第一部 第二編 第2章 第2節 第7 通信施設」を参照。

第4 気象観測施設

1 担当部署等

消防本部

2 対策

本市の気象観測施設は次のとおりである。

観測所名	知多市消防署
所在地	知多市新知字西新生73
観測員	消防署員
観測種目	風向、風速、雨量、気温、湿度、気圧

なお、民間の気象観測施設としては、次の施設があるので、災害が発生する恐れがある場合等必要なときには、協力を求めることができる。

観測所名	伊勢湾シーバース
所在地	南浜町先（南西約9.3km）海上
事務所	伊勢湾シーバース株式会社 知多市新知字樋ノ口81-1 電話 0562-33-0451
観測種目	風向、風速、気温、湿度、気圧、潮流状況
特徴	航行する船舶に対し、気象、海象の予報と周辺の実状を、決められた時間に通報することを第一の目的とした施設である。

第5 避難及び救出施設、設備

「第一部 第二編 第5章 第1節 避難に関する計画」を参照。

また、人命救助に必要な設備を、附属資料「3-4 救出用資機材」に示す。

今後更に、救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の整備に努めるものとする。

第6 都市排水設備

1 担当部署等

都市整備部

2 対策

市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を行い、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

(1) 公共下水道事業

市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠かんきょの新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

(2) 関連調整事項

過去の浸水状況等を参考の上、慢性的な排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

側溝、下水道、中小河川等は、一体となって排水するので、計画、事業時に当たり相互の調整を図るよう配慮する。

第7 その他の施設、設備等

災害のため被災した道路、河川等の復旧等に必要な土木機械等の調達体制の確保、改善等を行う。

また、防災活動上必要な公共施設、避難所の防災点検を定期的を実施する。

第6章 土砂災害等予防対策

第1節 地盤災害予防計画

「第一部 第二編 第4章 第1節 地盤災害予防計画」を参照。

第1 土砂災害の防止

市は、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に努める。

1 急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づいて知事によって指定されるものである。これらの地域においては、次の対策を行っており、今後ともこうした取組を進めていく。

- (1) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識等による住民への周知
- (3) 防災パトロールによるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (4) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (5) 住民自身が施工することの困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

また、急傾斜地崩壊危険箇所は、未指定ではあるが急傾斜地崩壊危険区域と同様の危険性のある箇所である。これらの箇所では、県及び関係住民と調整を図りながら、指定の促進を図り、がけ崩れ災害の防止に努める。

2 山地災害危険地区

山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

3 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(1) 県は、土砂災害から県民の生命及び身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保

③ 建築物に対する移転等の勧告

等を行っており、今後もその促進を図っていく必要がある。

なお、未指定の箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、順次指定する。

(2) 市は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

(3) 市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図っていくものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(4) 市は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することを基本とした、具体的な発令基準を設定する。

(5) ハザードマップの作成及び周知

市は、ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

県が行う基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、市のWebサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知を図る。

第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

第1 市における措置

1 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

2 施設管理者等に対する支援

本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

3 市長の指示等

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の1、2をしなければならない。

1 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成及び市長への報告

2 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難に関する計画

「第一部 第二編 第5章 第1節 避難に関する計画」を参照。

なお、本市域に浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域が存在する場合は、本計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第1 緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

指定緊急避難場所について、市は被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

指定避難所について、市は被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。さらに、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

第2 土砂災害情報の浸透

土砂災害警戒区域等を含む本市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。

(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

ア 気象予警報及び気象情報

イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 海岸の水位情報

エ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

(3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

(4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

(5) 情報の提供に当たっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること。

(6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めるとする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4 住民等の避難誘導等

- 1 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- 2 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- 3 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施に当たっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- 4 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第5 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

第2節 要配慮者の支援対策に関する計画

「第一部 第二編 第5章 第2節 要配慮者の支援対策に関する計画」を参照。

第1 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

1 洪水時の浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地を定めるとともに、住民への周知を図る。

2 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

3 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 計画の作成等

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、本計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(4) 市長の指示等

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有

者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(5) 市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第8章 救援・救助活動を円滑に行うための施策

「第一部 第二編 第8章 第4節 救援・救助活動を円滑に行うための施策」を参照。

第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

「第一部 第二編 第9章 第6節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」を参照。

第10章 風水害・原子力災害等の調査研究に関する計画

第1節 担当部署等

総務部

第2節 対策

第1 調査研究体制の整備

災害は、地域的特性を有しており、自然的、社会的特性が相互に作用して広範な分野にわたって複雑で多様な現象を示す。

このため、災害現象を科学的に分析、検討する調査研究体制の整備に努め、地域の特性に応じた総合的かつ一体的な防災活動の充実を図る。

第2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料及びその他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分に検討・分析して、必要に応じて利用できるシステムの確立に努める。

第3 調査研究の対象となる事項

以下のような調査に取り組んでいくとともに、調査結果に関しては、積極的に公開し、災害対策に活用する。

- 1 被害の想定に関すること。
- 2 地域防災計画の周知に関すること。
- 3 災害についての市民意識に関すること。
- 4 防災緑地の整備に関すること。
- 5 防災生活圏及び地区防災生活圏における拠点の整備に関すること。
- 6 都市防災構造化対策に関すること。
- 7 災害危険地区の実態把握と対策に関すること。
- 8 安全なライフライン整備に関すること。
- 9 総合的な情報・通信システムに関すること。
- 10 総合的な避難システムに関すること。
- 11 オープンスペースの利用計画に関すること。
- 12 災害発生時の消火活動に関すること。
- 13 災害発生時の水防活動に関すること。

- 14 災害発生時の救急医療に関する事。
- 15 要配慮者対策に関する事。
- 16 災害発生時の海上輸送に関する事。
- 17 災害発生時の航空輸送に関する事。
- 18 食糧、生活必需品等の確保に関する事。
- 19 生活用水の確保対策に関する事。
- 20 遺体の安置及び火葬に関する事。
- 21 防疫に関する事。
- 22 災害発生時のトイレ対策に関する事。
- 23 被災者の心のケアに関する事。
- 24 自主防災組織の育成に関する事。
- 25 ボランティア活動への支援に関する事。
- 26 「災害救助法」の解釈に関する事。
- 27 罹災証明書の交付に関する事。
- 28 各種データの管理と活用の方策に関する事。
- 29 ごみ、瓦礫^{がれき}対策に関する事。

第1章 活動体制（組織の動員配備）

第1節 非常配備

第1 非常配備

本市において風水害・原子力災害等が発生した場合は、「第三編 第1章 第2節 第2 非常配備」により災害応急対策に取り組むものとする。

第2 非常配備の編成

非常配備の編成については、別に定める。

第2節 非常参集

「第一部 第三編 第1章 第2節 第2 非常参集」を参照。

第3節 役割分担

「第一部 第三編 第1章 第3節 第1 役割分担」を参照。

第4節 災害対策本部

「第一部 第三編 第1章 第3節 災害対策本部の設置」を参照。

第5節 部別事務分掌

「第一部 第三編 第1章 第3節 第3 部別事務分掌」を参照。

第6節 派遣職員

「第一部 第三編 第1章 第3節 第4 派遣職員」を参照。

第7節 現地災害対策本部の設置

「第一部 第三編 第1章 第3節 第5 現地災害対策本部の設置」を参照。

第8節 情報等収集・伝達活動

「第一部 第三編 第3章 第2節 被害情報等の収集・伝達活動」を参照。
なお、被害調査報告に当たっての様式は、附属資料「6-1 調査、報告の内容」を参照。

第9節 通信手段の確保

「第一部 第三編 第2章 第1節 通信手段の確保」を参照。

第10節 防災関係機関の連携

「第一部 第三編 第4章 第1節 防災関係機関の連携」を参照。

第2章 情報の収集・伝達及び活動体制の確立

風水害に関しては、気象予警報等によりある程度の予測が可能であり、事前の情報収集・伝達活動が重要である。

また、大規模火災、危険物事故その他の突発の災害が発生した場合にも、情報の収集・伝達システムの確保が重要な課題となる。

そのため、情報の収集伝達システムと、これに基づく活動体制の確立について定める。

第1節 役割分担

市域において、気象予警報等が発令された場合又は突発的な災害が発生した場合、次に示す役割に応じて活動を開始する。この役割は、災害対策本部が設置され、活動体制が整うまで継続する。

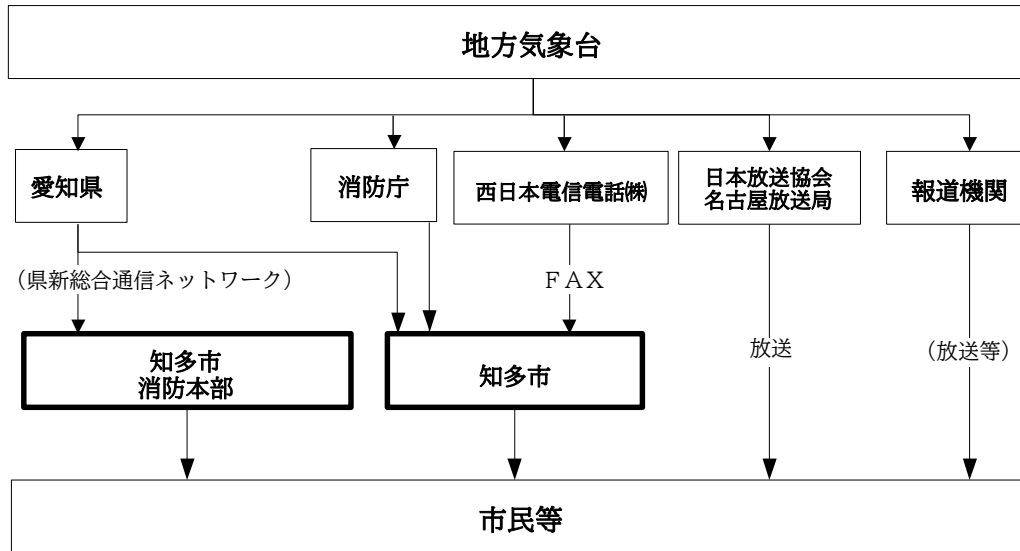
役職・組織等	活 動 の 内 容
市 長 ¹	1 指揮命令システムの最高責任者として、応急対策活動の指揮をとる。 2 災害発災時には、まず、災害の規模に応じて配備体制の種別を命じ、必要であれば、災害対策本部を設置する。
副 市 長 ² 教 育 長	1 市長不在時若しくは何らかの理由で市長が発令することのできない場合は、市長に代わって配備体制の決定、災害対策本部の設置を命ずる。 2 代理の順序は、左記の順とする。
総 務 部	気象予警報等発令時若しくは突発的な災害が発生した場合には、直ちに市長若しくは市長に代わる権限を有する者に、配備体制及び災害対策本部の設置についての指示を仰ぎ、活動体制構築のための取組を行う。
消 防 本 部	災害情報等の初期情報収集活動を行い、災害対策本部設置以前であれば総務部へ、設置後であれば災害対策本部へ連絡を行う。
各 部	1 配備体制に応じて応急対策活動に取り組む。 2 各部・班の所掌事務に応じた情報収集活動を行い、必要な活動のための準備を行う。
職 員	(勤務時間外の場合) 災害の規模に応じて勤務場所等に参集する。
防災関係機関	各機関の所管に属する事務に関して、被害情報を収集するとともに、各機関において定められた防災計画に応じて活動を実施する。
市 民 事 業 所	1 テレビ、ラジオ等により風水害情報を収集する。 2 初期消火活動、救援・救出活動を行う。必要であれば避難する。
コミュニティ 自主防災組織	1 テレビ、ラジオ等により風水害情報を収集する。 2 初期消火活動、救援・救出活動を行う。

¹ 災害対策本部設置後は、「本部長」。

² 災害対策本部設置後は、「副本部長」。代理の順序は、知多市副市長事務分担等規則第5条による。

第2節 気象予警報等の情報伝達系統

気象にかかわる予警報等は、図1の系統により伝達される。



「愛知県→知多市→市民等」の伝達経路において、特に県防災行政無線を通じて伝達される特別警報は、通知又は周知の措置が義務づけられている。

図1 予警報等の伝達系統

なお、本市は、県知事の発する「伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸水防警報」区域に含まれている。この警報に関する伝達系統を図2に示す。

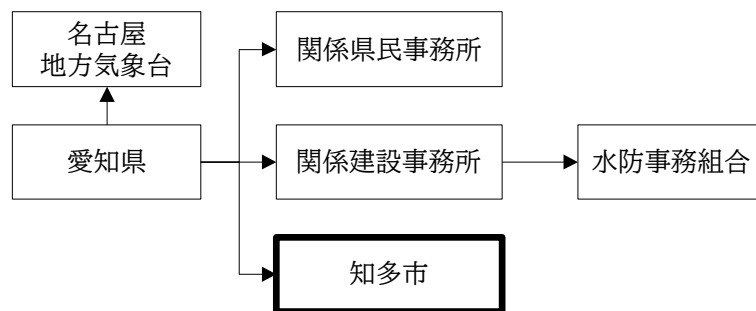


図2 水防警報の伝達系統

第3節 予警報の種類と発表基準

名古屋地方気象台が、気象業務法に基づいて異常気象等によって県下に災害が起こる恐れがあると予想したとき発表する予警報の基準（抜粋）を以下に示す。

第1 警報

1 暴風警報

平均風速が陸上20m/s、海上23m/sをこえると予想され、重大な災害が起こる恐れがある場合

2 大雨警報

次の条件に該当し、重大な災害が起こる恐れがある場合

	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	備考
知多市	20以上	130以上	

3 高潮警報

台風等によって潮位が東京湾中等潮位（東京湾平均海面）上、2.9mをこえると予想され、重大な災害が起こる恐れがある場合

4 波浪警報

風波、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
有義波高が内海3m以上と予想される場合

5 洪水警報

次の条件に該当し、重大な災害が起こる恐れがある場合

	流域雨量指数基準	複合基準※	備考
知多市	信濃川流域 =10	信濃川流域 =(12、9)	

※表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

6 その他の警報

暴風雪警報、大雪警報等がある。

7 特別警報

「特別警報」は、気象災害、水害、地盤災害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表する警報で、通常の警報の発表基準をはるかに超える現象と予想される場合に適用される。次に、主な災害ごとの発表基準を示す。

災害の種類	「特別警報」の発表基準
大雨（土砂災害、浸水害）	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（50年に一度の知多市の値：48時間降水量405mm、3時間降水量157mm）
暴風、高潮、波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風や高潮、若しくは波浪が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
津波	3m超（「大津波警報」に相当）
火山噴火	「噴火警報（居住地域）」に相当する場合

第2 注意報

1 大雨注意報

次の条件に該当し、災害が起こる恐れがある場合

	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	備考
知多市	15以上	92以上	

2 強風注意報

平均風速が陸上13m/s、海上16m/sをこえると予想され、災害が起こる恐れがある場合

3 雷注意報

落雷等により被害が予想される場合

4 高潮注意報

潮位が東京湾中等潮位（東京湾平均海面）上、1.7mをこえると予想され、災害が起こる恐れがある場合

5 波浪注意報

風波、うねり等によって災害が起こる恐れがある場合

有義波高が内海1.5m以上と予想される場合

6 洪水注意報

次の条件に該当し、災害が起こる恐れがある場合

	流域雨量指数基準	複合基準※	備考
知多市	信濃川流域 =5.9	信濃川流域 =(7、5.9)	

※表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

7 その他の注意報

風雪注意報、大雪注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷（雪）注意報、霜注意報、低温注意報、津波注意報等がある。

第4節 情報伝達活動

「第一部 第三編 第3章 第2節 被害情報等の収集・伝達活動」を参照。
 なお、庁内における伝達は、以下による。

表3 庁内放送文例

区 分	文 例
気 象 情 報	<p>〇〇時に、大雨警報が発表されました。</p> <p>今後の総雨量は、〇〇ミリと予想されています。職員は、今後の情報に注意してください。なお、これまでの雨量は、〇〇ミリでした。</p>
	<p>台風〇〇号が、〇〇時ごろ、〇〇地方に上陸する見込みです。〇〇時ごろから風雨が強くなりますので、今後の台風情報には、十分注意してください。</p>
水 防 警 報	<p>〇〇時〇〇分、県知事より水防警報が発表されました。</p> <p>水防本部の各部長は、至急、〇〇会議室に集合してください。</p>
被 害 状 況	<p>市内〇〇町〇〇でがけ崩れが発生し、通行不能になっています。</p> <p>現在、復旧工事を行っていますが、復旧のめどは立っていません。</p> <p>なお、死傷者はない模様です。</p>
火 災 情 報	<p>〇〇消防署からお知らせします。〇〇町〇〇で火災が発生しました。</p>
	<p>〇〇消防署からお知らせします。〇〇町〇〇で発生した建物火災は、全焼（半焼、小火）で鎮火しました。なお、現在までに判明したところでは、死傷者はない模様です。</p>
	<p>〇〇消防署からお知らせします。〇〇町〇〇で発生した建物火災は、〇〇を焼き、現在もなお延焼中です。なお、現在までに判明したところでは、死傷者はない模様です。</p>
非 常 配 備 指 令	<p>総務部よりお知らせします。第1非常配備が発令されました。</p> <p>第1非常配備要員を除き、自宅待機としますが、連絡があればすぐに参集する体制をとっておいてください。</p>
	<p>総務部よりお知らせします。第3非常配備が発令されました。</p> <p>職員は全員、直ちに所定の活動に取り組んでください。</p>

第5節 被災者への情報伝達活動計画

「第一部 第三編 第3章 第2節 第6 被災者への情報伝達活動計画」を参照。
なお、広報内容には、気象予警報、水防警報を含めるものとする。

第1 避難情報

1 気象警報や土砂災害警戒情報等の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難情報の発令基準に基づき、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意する。

(1) [警戒レベル5]緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

(2) [警戒レベル4]避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(3) [警戒レベル3]高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]高齢者等避難を発令する。

- 2 避難情報を発令するに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意する。
- 3 避難情報を発令するに当たっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 4 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

第2 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求める。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

第3 避難指示の時期

- 1 避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。
- 2 避難指示の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- 3 避難指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

また、避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4]避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難所等への

立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。直し、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生之都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。

- 4 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5]緊急安全確保を可能な範囲で発令する。

- 5 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波、越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生しているおそれがある場合には[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令する。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

第3章 自発的支援の受入れ

「第一部 第三編 第4章 第3節 ボランティアの受入計画」を参照。

第4章 消火、救助・救急及び医療計画

「第一部 第三編 第5章～第7章」を参照。

なお、消火活動に関しては、地震災害以外に以下の火災に関する対策を行う。

第1節 陸上における火災

建築物、車両、林野に火災が発生した場合は、直ちに火災現場に出動し、消防活動を実施する。

第2節 海上における火災

船舶、あるいは石油類の危険物が陸上から海面に排出し、火災が発生した場合は、直ちに火災現場に出動し、第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)と相互に緊密な連携を保ち、消防活動を実施する。

ふ頭又は岸壁にけい留された船舶又は入渠^{にゆうきよ}中の船舶の消防活動は、市が担当し、第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)は、これに協力し、これ以外のものは第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)が担当し、近隣市町はこれに協力し、それぞれ消防活動を実施する。

第5章 社会秩序の維持計画

「第一部 第三編 第8章 第1節 社会秩序維持のための対策」を参照。

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療活動

風水害・原子力災害発生時には、広域的あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多くの傷病者が出ると予想され、また、医療機関自体も被害を受けるなど混乱が予想される。

市は、被災者の救護に万全を期するために、医療情報の情報伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。また、複数市町村からなる二次医療圏等の区域ごとに県が設置している「保健医療調整会議」に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

第2節 災害発生時救急医療の全体システム

1 災害拠点病院

災害拠点病院である下記病院は、臨機応急な医療救護活動に努める。

病 院 名	所 在 地	連 絡 先
公立西知多総合病院	東海市中ノ池三丁目1-1	0562-33-5500

2 医療全体システム

救急医療の全体のシステム図を、次に示す。

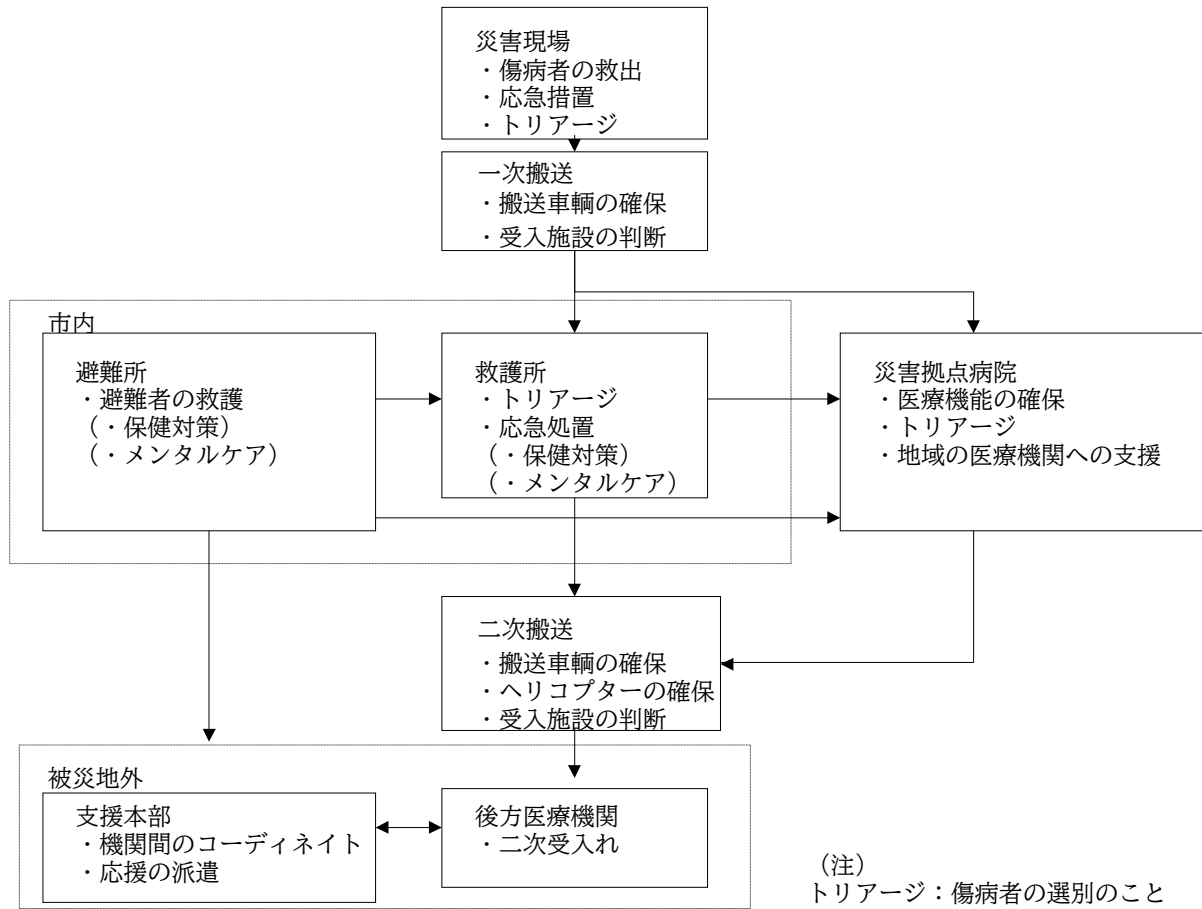


図3 救急医療の全体システム

第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策

「第一部 第三編 第8章 第3節 緊急輸送のための交通の確保、第4節 緊急輸送活動」を参照。

第8章 水害防除対策

第1節 水防活動及び湛水排除

洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合にこれを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定めるものとする。水防計画については別に定める。

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
水 防 管 理 者	1 水防区域の監視、警戒に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 湛水排除に関すること。
水 防 施 設 管 理 者	湛水後の水門、こう門等の操作に関すること。
水 防 団	1 水防区域の監視、警戒に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 湛水排除に関すること。

第2 水防活動

1 水防団(消防団)等の出動

水防管理者は、水防警報が発表される等、水防上危険が予想される状態に至ったときは、水防計画に定める基準により、水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

2 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に通報する。

3 ため池、水門、こう門等の操作

ため池、水門、こう門等の管理者又は責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等、その操作の万全を期する。

4 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、堤防斜面崩壊、水があふれる等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、水防工法を実施する。

5 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

6 水防作業困難な場合の処置

水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合は、他の水防管理者、県又は近隣市町へ、水防作業の実施のための要員、資機材の確保について応援を要請する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者は県下広域応援協定及び県下消防広域応援基本計画に定めるところにより、相互応援を行う。

また、水防のための必要があると認めるときは、県警察に対して出動を要請する。

7 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

8 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

第3 湛水排除

- 1 河川、海岸堤防の決壊等により^{たんすい}湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、^{たんすい}湛水排除を図る。ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者、港湾管理者と事前協議を行う。

- 2 雨水ポンプにより排水作業を実施し、市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに
急措置を施す。
- 3 湛水^{たんすい}排除の実施が困難な場合は、県に移動用ポンプの貸与を依頼し、又は排水作業の実
施について応援を要請する。

第2節 防災営農

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜等に対してなすべき措置を中心に定めるものとする。

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
環 境 経 済 部	1 湛水 ^{たんすい} 防除及び湛水 ^{たんすい} 排除の方針決定に関する事。 2 防災関係機関との相互調整及び応援要請に関する事。
河 川 管 理 者	河川等の氾濫防止及び氾濫後の応急対策に関する事。
水 防 管 理 団 体	水路の決壊防止に関する事。
水防施設管理者	湛水 ^{たんすい} 後の水門、こう門等の操作に関する事。
農 業 団 体	1 被害に即した農家への技術指導に関する事。 2 病虫害発生防止の指導に関する事。
農 家	1 農業団体の指導に基づく営農に関する事。 2 家畜の防疫、飼料の確保に関する事。

第2 農地及び農業用施設

1 農地

河川等の氾濫により、農地に湛水^{たんすい}した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水^{たんすい}排除を図る。ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者、港湾管理者と事前協議を行うものとする。

2 排水機

排水機場に浸水の恐れがある時は、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。

被災により機能を失ったときは、可搬式排水ポンプにより湛水^{たんすい}の防除に努める。

3 ため池

ため池が増水し、漏水、水があふれる恐れがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水水門、洪水吐を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

応急工事の実施が困難な場合は、近隣市町、土地改良区及び県へ、応急工事实施のための要員、資機材の確保について応援を要請する。

4 用排水路

取水水門、立切等操作又は応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

応急工事の実施が困難な場合は、近隣市町、土地改良区又は県へ、応急工事实施のための要員、資機材の確保について応援を要請する。

第3 農作物

1 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

2 病虫害の防除

病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物被害の軽減を図るため、その対策を講じたうえ、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、防除の実施を指示・指導する。病虫害の防除器具の貸与の申し出があった場合は貸与し、貸与できる器具のない場合は県に申し出をする。

第4 家畜

1 家畜の指導管理

災害発生に伴う家畜の管理について、県、畜産関係団体の協力を得て、地域の実情に応じた指導を行う。

2 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生の恐れがある場合は、県、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施する。また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

3 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合は、県に申し出をし、県飼料工業会等によって飼料を確保する。

第9章 避難受入活動

「第一部 第三編 第10章 避難者・帰宅困難者対策」を参照。

なお、避難所等は、附属資料「3-16 指定避難所・指定緊急避難場所」に示す。

風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものでもある。

第1 避難誘導の実施

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

第2 避難場所及び避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、市は、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国と共有するよう努めるものとする。

第10章 急傾斜地崩壊危険区域等の対策

第1節 基本方針

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号。以下この章において「法」という。）に基づいて県知事が指定した区域について、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第2節 役割分担

役職・組織等	活動の内容
総務部	1 予警報に基づく避難指示等に関すること。 2 予警報等の広報に関すること。
都市整備部	1 危険区域の指定に関する県知事との調整に関すること。 2 危険区域等の巡視活動に関すること。
消防本部	危険区域等における避難指示等の伝達に関すること。

第3節 危険区域等の定義

急傾斜地とは、傾斜度が30度以上ある土地をいう。

また、急傾斜地崩壊危険区域（以下、この章において「危険区域」という。）とは、法に基づいて県知事により指定された区域のことであり、市内に16箇所指定されている。更に、急傾斜地崩壊箇所とは、未指定ではあるが急傾斜地崩壊危険区域と同様の危険性のある箇所である。

市内における危険区域等については、附属資料「1-6 かけ崩れ等土砂災害の恐れのある危険箇所」に示す。

第4節 危険区域等における情報の収集、伝達

第1 災害に関する予警報

危険区域等に居住する市民は、普段から気象予警報に留意し、特に、大雨、台風期（5月～10月）において災害に関する予警報を入手したときは、ラジオ、テレビ等により常に最新の情報を聴取するよう、周知、徹底を図る。

第2 被害に関する情報

災害が発生する恐れのある事態になったときは、通常第2非常配備体制に入り、必要に応じ市内を巡視する。この際、危険区域等を優先的に巡視することとし、被害を調査する。

第5節 危険区域等における避難、救出等

第1 避難

災害対策本部は、災害に関する予警報が発表され、又は市内の気象状況が悪化した場合は危険区域等に居住する市民が直ちに避難できるよう体制を整え、必要な場合は直ちに避難の指示その他の措置がとれるようにする。

第2 救出

救出については、「第一部 第三編 第5章 救助・救急活動」に準じて行うものとするが、他の地区と異なり災害が特に起きやすいので、救出隊の編成等については優先的に取り扱うよう考慮する。

第3 警戒体制その他

危険区域等に対する警戒体制その他については、特別な定めを設けていないが、災害に弱い自然条件下にあることを考慮し、巡視、避難、救出等と同様に優先的に行うものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

「第一部 第三編 第11章 水・食品・生活必需品等の供給」を参照。

第12章 遺体対応、防疫、清掃、保健衛生に関する活動

「第一部 第三編 第7章、第12章、第13章」を参照。

第13章 ライフライン施設の応急対策

「第一部 第三編 第14章 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画」を参照。

第14章 海上災害対策

第1節 基本方針

船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害の発生した場合における、排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

第2節 役割分担

役職・組織等	活動の内容
総務部	1 災害対策本部及び現地災害対策本部設置決定の要請に関すること。 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置準備に関すること。 3 海上事故の発生の県への通報に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 広報活動に関すること。
消防本部	1 沿岸漂着油の防除措置に関すること。 2 浮流油の巡視、警戒に関すること。 3 消火及び拡散防止に関すること。

第3節 実施内容

1 第四管区海上保安本部の措置

- (1) 海上災害の発生を覚知したときは、伝達系統に基づき伝達し、巡視船艇及び航空機等によりその状況の把握に努める。
- (2) 巡視船艇及び航空機等により、救助・救急活動を実施するが、その際必要に応じて民間救助組織等と連携し実施する。
- (3) 災害対策上必要な人員・資機材等緊急輸送を行い、円滑な実施のため必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 日本赤十字社愛知県支部及び県・市からの要請に基づき、必要に応じ救護班の緊急輸送を実施する。
- (5) 危険物等が大量に海上に排出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じた、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講ずるよう命ずる。

- (6) 緊急に排出特定油の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターの防除措置を講ずべきことを指示する。
- (7) 海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報等により船舶に周知し、航行の制限並びに禁止及び移動等を命じ、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
- (8) 災害発生地域周辺海域において、巡視船艇及び航空機等により犯罪の予防・取締り等治安の維持に当たる。
- (9) 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

2 県の措置

- (1) 防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬式衛星通信局等により、排出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。
- (2) 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び沿岸市町村等の行う漂着油等の防除活動に積極的な協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。
- (3) 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。
- (4) 第四管区海上保安部又は市町村から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求があった場合は、積極的に応援するとともに、その他陸上の火災における場合に準じて必要な措置を講ずる。
- (5) 第4管区海上保安本部、市町村、漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等防除資機材の要求があった場合は、県保有の資機材を輸送するとともに、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達について斡旋する。資機材の備蓄及び調達先は、県地域防災計画付属資料に掲げるとおりである。
- (6) 災害の規模が大規模で、県及び市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

3 市の措置

- (1) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。

- (2) 沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。
- (3) 事業所の事故にあつては、事故貯油施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。
- (4) 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出危険物の拡散防止活動を実施する。
- (5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

第15章 原子力災害対策

第1節 基本方針

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施するものとする。

第2節 役割分担

役職・組織等	活動の内容
総務部	1 災害対策本部及び現地災害対策本部設置決定の要請に関すること。 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置準備に関すること。 3 事故発生の際への通報に関すること。 4 災害発生箇所における避難の指示及び伝達並びに避難誘導に関すること。 5 広報活動に関すること。
消防本部	1 避難情報の伝達に関すること。 2 災害発生箇所周辺における初期広報活動に関すること。 3 救助・救急活動に関すること。
健康文化部	原子力災害に対応する医療機関への連絡、応援要請等に関すること。
知多警察署	1 災害発生箇所における避難誘導に関すること。 2 初期広報活動に関すること。

第3節 実施内容

第1 原子力災害発生時の応急対策

1 事業者の措置

- (1) 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、市、消防機関等へ通報するものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市の措置

- (1) 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

- (2) 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

3 放射線障害に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、放射線測定器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

第2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

1 事業者の措置

- (1) 特定事象が発生したときは、事故の概要等について市、県、県警察、消防機関に速やかに通報する。
- (2) 放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。

2 市の措置

- (1) 事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。
- (2) 特定事象発生 of 通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

第3 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べて狭くなると考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の2次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

1 事業者の措置

事故周辺の放射線量測定等の必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察に連絡するものとする。

2 市の措置

- (1) 原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を

第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

- (3) 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。
- (4) 原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。
- (5) 健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。なお、必要な場合には、原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

第4 県外の原子力発電所等における異常時対策

県外の原子力発電所等の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、市は、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国や県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、応急対策について協議する。

また、避難が必要な他市町村からの要請に基づいて避難者を受け入れる場合は（緊急的な一時受入れ／短期的な受入れ／中期的な受入れ等）、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

第16章 その他の災害応急対策

第1節 役割分担

役職・組織等	活動の内容
総務部	1 災害対策本部及び現地災害対策本部設置決定の要請に関する事 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置準備に関する事 3 突発重大事故の発生の県への通報に関する事 4 災害発生箇所における避難の指示及び伝達並びに避難誘導に関する事 5 広報活動に関する事
消防本部	1 避難の指示の伝達に関する事 2 災害発生箇所近隣における初期広報活動に関する事 3 消火、救助・救急活動に関する事
健康文化部	医療機関への連絡、応援要請等に関する事。
知多警察署	1 災害発生箇所における避難誘導に関する事 2 初期広報活動に関する事

第2節 突発重大事故の初動対策

列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故等により死傷者が相当数に達する災害が発生した場合、現地災害対策本部を設置するとともに、以下の活動を行う。

- 1 発生現場付近における警戒区域等の設定
- 2 避難誘導
- 3 医師の派遣、患者の受入れ

第1 現地災害対策本部の設置

総務部長は、市長に災害の状況を報告し、災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び非常配備体制についての指示を仰ぐ。

必要であれば、災害対策本部又は現地災害対策本部設置準備を行うとともに、非常配備体制に基づく職員の非常招集を行う。

第2 現地災害対策本部の活動体制等

現地災害対策本部の活動に関しては、「第一部 第三編 第1章 第3節 第5 現地災害対策本部の設置」を参照。

第17章 住宅対策

「第一部 第三編 第15章 第1節 応急住宅対策計画」を参照。

第1節 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

2 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- 1 住家の被害状況
- 2 被災地における住民の動向
- 3 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- 4 その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第18章 障害物の除去

第1節 住宅に係る障害物の除去

「第一部 第三編 第15章 第1節 第7 障害物の除去」を参照。

第2節 道路に係る障害物の除去

「第一部 第三編 第8章 第3節 第5 道路の応急復旧等」を参照。

第19章 学校等における対策

「第一部 第三編 第16章 学校等における対策」を参照。

災害復旧・復興計画は、「第一部 第四編 災害復旧・復興計画」を参照。